

清末民初上海における日本保険業の進出（1842-1914）

——『申報』¹⁾の日本保険広告を中心に

謝 薇

The Development of Japanese Insurance Companies
in Shanghai during the Late Qing and Early Min Periods:
Japanese Insurance Advertisements in the Shenbao Newspaper

XIE Wei

In the late Qing and early Min periods, Japanese insurance companies in Shanghai were still in their infancy. As of the present, there is very little research on this topic. As the major media form of the time, the *Shenbao Newspaper* provides a detailed and highly informative record of the advertisements by the Japanese insurance companies. My study of these advertisements establishes that the number of Japanese insurance companies was very small in comparison to the number of British and American insurance companies. Furthermore, the insurance provided was primarily for damage caused by flood and fire, and that life insurance was rare. Those with life insurance, however, were mostly businessmen and members of the middle class. Businessmen commonly chose the Mitsuyi Company. Most Japanese insurance companies adopted an agent-run mode of operation, and only a few Japanese firms came to Shanghai to establish branch companies. Insurance was therefore primarily acquired through brokers. Advertisements of Japanese insurance companies and letters of gratitude in the *Shenbao Newspaper* from those who had received compensation, played, to some degree, a role in transmitting modern insurance knowledge in Shanghai.

キーワード：清末民初、上海、日本保険業、申報、日本保険広告

はじめに

上海の埠頭が対外開放された後、英、米の保険会社は次々と上海において洋行に保険業務を委託した。これまで上海に進出した最初の保険会社は1840年頃に上海で水火災保険業務を経営した外国の会社があ

1) 本論で使用した『申報』は、上海書店が1980年に影印版したものである。影印版の『申報』の記事に一部分欠けたり破損があるが、基本的に完璧に保存されている。

ったとされている²⁾。その後、開港された後の上海の保険市場は欧米洋行に独占され、日本の保険会社が上海に参入した時期が欧米洋行より数十年も遅れた。日本の任保社は明治6年(1872)10月には上海に出張店を設置する旨を届出し、さらに漢口・天津・香港に開店するという遠大な計画をもっていたが、開業後1年もたたない翌5月廃社のやむなきにいたった³⁾。日本の保険会社の上海における保険代理店の計画はこのように無くなってしまった。その後、上海において保険業務を経営した日本の会社について、1880年の『申報』に見る三菱会社の次の保険代理広告からわかる。

多給保海險公司 本銀六十萬洋、本商蒙經手多給保險公司經理人三菱公司之令、代為保東洋船內各貨保險、價照□□賠償、各損失按照英國累次章程。三菱公司內裏士告白。⁴⁾(□:不明文字)

(多給海上保險会社 資本金は60万洋金であり、三菱会社の保険業務を代理し、日本の船舶の貨物保険を取り扱い、契約により賠償し、イギリスの方式に準ずる。三菱会社 告白。)

この広告から三菱会社は、上海で保険業務を開始したが、外国の保険会社の代理店に委託したことがわかる。その意味で最初に上海に店舗を設けて保険業を行ったのは東京海上である。『日本保険史』によると、東京海上は明治12年(1879)末までに、横浜、神戸、大阪、下関、長崎等15港に、国外では、釜山浦、上海、香港に代理店を設けた⁵⁾。しかしながら日本の保険会社が続々と上海の地を踏んだのは恐らく日清戦争の直前であった。日清戦争前後に日本国内の財界が好況下にあり、多数の損害会社が設立された。しかもこの間に多数の外国の会社が日本国内の保険市場に進出してきたため、日本の保険業者間の競争が激しくなった⁶⁾。日本国内の保険業が次第に発展するにつれて、日本の保険業者は続々と上海へ保険事業を拡大していった。

清末民初の時期に上海における日本の保険業に関連した先行研究については、趙蘭亮の『近代上海保険市場研究』があり、主に第一世界大戦後の上海における日本の保険業について研究を行った。そして『日本対滬投資』(張肖梅、1937年)、『中国経済全書』(復刻版第七輯)(東亜同文会、1988年)、『通商公報』(復刻版)(外務通商局、1997年)等の史料には1842年から1914年までの時期における上海の日本保険業に関して若干触れられてはいるが、主に第一世界大戦後の上海における日本の保険業について述べたものである。これまで1842年から1914年までの43年間の上海における日本の保険業についての系統的な研究が殆ど行われていないと言える。その理由は関係史料が少ないためである。しかしながら、日本の保険会社が近代上海の新聞に掲載した広告は、この時期の日本の保険業についての研究のために貴重な資料を提供している。とりわけ『申報』が上海の主流の新聞とし、広告主が毎日伝えたい広告情報を掲載した。このため当時の上海における日本の保険業についての実情を反映し、貴重な資料を提供している。

本論は、日本の保険会社の上海における活動の足跡を確認するため、まず『申報』よりも早い時期に

2) 趙蘭亮『近代上海保険市場研究(1843-1937)』、復旦大学出版社、2003年12月、26頁。

3) 日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史』(総説編)、保険研究所発行、1968年4月、17頁。

4) 申報社『申報』(影印版第16本)、上海書店、第2507号(西1880年4月25日、日曜日)、439頁。

5) 日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史』(會社編下)、保険研究所発行、1982年3月、493頁。

6) 日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史』(會社編上)、保険研究所発行、1980年8月、1065頁。

刊行された新聞『上海新報』⁷⁾を考察した。1862年から1872年までの『上海新報』は、当時の上海における主流新聞として、多くの欧米洋行の保険広告や上海の商号の保険広告を掲載しているが、日本の保険会社の広告は見られない。そこで1872-1914年までの43年間の『申報』に見られる日本の保険広告を詳しく検討したところ、内容の異なる日本の保険広告は50件前後にのぼる。これらを広告学、保険学、歴史学等の視角から、広告主、広告受容者、広告内容の三視点に特化し、『申報』に掲載された日本の保険広告を分析し、清末民初時期の上海における日本の保険会社の経営方式、保険業務、発展の歴史等の具体的な状況を明らかにするものである。

一 広告主からみる清末民初の在滬日本保険会社

清末民初の上海（滬）における日本の保険会社というと、必ず三井洋行や明治火災保険等のような有名な大手会社に言及されるが、同時期の他の日本の保険会社についての記録は少ない。そこで『申報』に掲載された日本の保険広告の広告主を調査すると、先行の史料集などに記録されなかった上海における日本の保険会社を見いだすことが出来る。それらは次の表1である。

表1 1872-1914年『申報』に保険広告を掲載した日本の保険会社名簿

年度	保険広告主	代理会社・支店	保険業務
1891年	明治火災保険会社	代理会社三井洋行	火災保険
1893年	東京火災保険会社	代理会社三井洋行	海上保険
不詳	日本火災保険会社	代理会社三井洋行	火災保険
1901年	日本海上保険会社	代理会社兼松洋行	海上保険
1901年	日本海上保険会社	代理会社大東汽船公司	内河水險
1903年	日本大阪海上運送保険会社	代理会社東興洋行	火災保険
1905年	日本海上保険会社	四馬路五號で支店を設置	火災海上保険
1906年	日宗火災保険会社	福州路第五號で支店を設置	火災海上保険
1906年	日本海上保険会社	黃埔灘五號に支店を移転	火災海上保険
1907年	帝国海上火災保険会社	代理会社東亜公司	火災海上保険
1908年	共同火災保険会社	代理会社三井洋行	火災保険
1910年	日本太平生命保険株式会社	代理会社瀛華洋行	生命保険
1912年	東洋海上保険会社	代理会社大倉洋行	海上保険
1914年	日本神戸市海上火災運送保険株式会社	代理会社鈴木洋行	火災海上保険

表1から大部分の日本の保険会社は、20世紀の初期から上海市場に参入したことがわかる。保険業界において最も活発な日本の保険会社は、諸大手保険会社の代理店業務を行った三井洋行である。上記の時期における『申報』に保険広告を掲載した全ての日本の保険広告の中で、三井洋行に關係する保険広

7) 本論は、台湾文海出版社の影印版の『上海新報』を基礎にして参考した。影印版の「上海新報」は1300余号を残している。欠号が多いのは次の2時期である。1時期は創刊直後の数ヶ月であり、もう1時期は1866年5月末から1868年7月末までの2年間である。この2時期の他に、若干の欠号或は破損があるが、基本的に保存された。

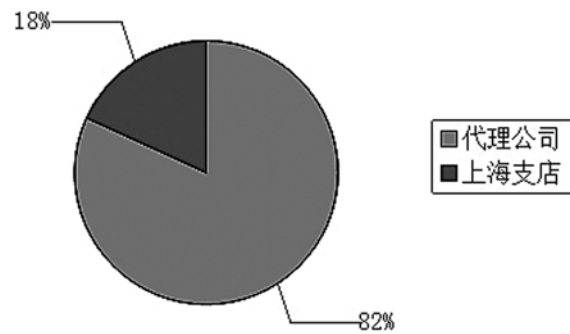


図1 上海における日本の保険会社の種類

告のみで60%を占めている。『申報』に広告を掲載した日本の保険会社は、二種類に分けられる。それは日本の保険会社の代理店か上海支店である。(図1参照)。それは次のものである。それらについて検討してみたい。

(一) 日本の保険会社の上海代理店

図1から清末民初の上海において日本の保険会社の種類で最も多いのは各社の代理店である。代理店を通じて保険業務を経営する方法は代理制度と呼ばれた。代理制度は日本の保険会社が、上海にある日本の洋行すなわち商社などと代理契約を結び、代理店によって上海の保険業務を経営していた。その最大洋行が三井洋行であった。

1、三井洋行

上海の三井洋行は、明治火災、東京海上、日本火災、共同火災等の日本の保険会社の上海における保険業務を代理していた。

東京海上は、渋沢栄一の主唱において、岩崎弥太郎のほか、伊達・蜂須賀・毛利ら旧藩主を發起人として明治12年(1879)7月、60万円の資本金により東京で設立された。8月の開業当初は、貨物保険のみを取扱った。船舶保険の開始は明治17年(1884)2月であり、明治20年(1887)頃から明治25年(1892)末までは競争相手もなく独占的な無風状態であった。大正7年(1918)4月東京海上火災と改称した⁸⁾。『保険市場研究』及び『中国保険史志』は、上海の保険市場に最初に進出した日本会社は、日本海上保険会社であり、東京海上保険会社が1900年前後に上海に進出したとしている⁹⁾。しかしながら、『申報』第7225号(1893.6.3)には、三井洋行が海上保険会社の保険業務を代理した広告が掲載されている。

三井水險告白 本公司實本二百萬元、公積三十三萬元、專保中西東洋各口洋面平安水漬、照章接辦賠款迅速保費公道、貴商賜雇請至三井帳房面議。此布 上海三井洋行經理水險公司啟¹⁰⁾

8) 日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史』(會社編下)、保険研究所発行、1982年3月、486頁。

9) 趙蘭亮『近代上海保險市場研究(1843-1937)』、復旦大学出版社、2003年12月、133頁。

10) 申報社『申報』(影印版第44本)、上海書店、第7225号(西1893年6月3日、土曜日)、241頁。

（三井海上保険会社告白 本社の資本金は200万元、公積金が33万元であり、三井洋行が上海における海上保険業務を代理し、国内、外の船舶保険、貨物保険を取扱い、保険契約によって賠償し、保険料も廉価である。お客様のご愛顧をお願いする。三井洋行の帳場にお出で頂いて面談しても結構である。以上、告白。上海三井洋行が代理する海上保険会社 啓。）

『日本保険業史』によると、明治12年（1879）に東京海上は創立された時には、三井物産の生みの親である前記益田孝の実弟益田克徳が東京海上の支配人となった関係から三井物産がその大株主となり、各支店において東京海上と代理店契約を結び、海上保険の代理業務を開始した。明治12年末（1879）までに、横浜、神戸、大阪、下関、長崎等15港に、海外では、釜山浦、上海、香港に代理店を設けた¹¹⁾。以上の記事から、三井洋行は1879年に、東京海上保険会社の上海における保険業務を代理していたことがわかる。しかも、東京海上保険会社こそ最初に上海へ進出した日本の保険会社であったと思われる。したがって、『保険市場研究』と『中国保険史志』とが指摘したことは修正する必要があるだろう。

明治火災保険会社は、日本の第2番目の火災保険会社として、明治生命関係者の安部泰蔵、小泉信吉らの発起によって、資本金60万円で明治24年（1891）1月に東京において設立された¹²⁾。同年7月、上海で三井洋行は当社の代理店を引受け、火災保険の代理業務を開始した¹³⁾。明治火災保険会社は、上海に進出した最初の日本の火災保険会社であるといえる。『申報』に見る日本最初の火災保険広告は、明治火災会社が『申報』第6695号（1891.12.9）に掲載した「保険告白」である。

保険告白 明治火災保險公司由本行代辦，該保險之價照上海各公司最廉之價收取，可保中外房產及一切等項。此布 光緒十七年十一月初一日新設代理公司上海四川路三井洋行告白¹⁴⁾

（保険告白 本社は、明治火災保険会社の保険業務を代理し、華人と外国人の不動産保険を取り扱う。保険料は、上海における保険会社の中で最も廉価である。このことを布告する。光緒17年11月1日（1891.12.1）新設した上海の四川路にある代理会社三井洋行 告白。）

この広告から明治火災保険会社が、光緒十七年十一月一日（1891年12月1日）に四川路に位置した三井洋行に代理保険業務を委託し、保険業務は中国における内外人一切の不動産等の火災保険を扱った。『上海保険市場研究』は、明治33年、34年（即ち1900、1901年）前後に明治火災保険会社が、中国市場に進出したとするが、その時期は以上の広告の存在により10年近く遡るように修正を求めることが出来るであろう。

日本火災保険会社は関西の有力実業家であった田中市兵衛等の発起により、明治25年（1892）5月、資本金50万円で大阪において設立され、6月から開業された¹⁵⁾。日本火災保険会社の上海での保険業務は

11) 日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史』（會社編下）、保険研究所発行、1982年3月、493頁。

12) 日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史』（會社編下）、保険研究所発行、1982年3月、486頁。

13) 日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史』（會社編上）、保険研究所発行、1980年8月、1065頁。

14) 申報社『申報』（影印版第39本）、上海書店、第6695号（西1891年12月9日、水曜日）、979頁。

15) 日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史』（會社編下）、保険研究所発行、1982年3月、790頁。

三井洋行により代理されたが、具体的な代理時期は史料の欠乏ため明らかにされていない。しかし、『申報』第12597号（1908.2.26）に掲載された三井洋行の広告から日本火災保険会社が上海に進出した時期が推測できる。

三井洋行經理明治火險、東京水險、日本火險、共同火險 茲者本行經理明治火險東京 水險日本火險三公司數十餘年，辦理妥協賠款迅速，中外紳商深所共知餘不再贅。今有共同火險公司已歸本行經理，專保南北市房廠棧，其價格外公道，諸公光顧請駕臨四川路口四十九號門牌本帳房面議可也。三井洋行特白¹⁶⁾

（三井洋行は、明治火災保険会社、東京海上保険会社、日本火災保険会社の保険業務の代理を行って10余年になり、賠償の手続きも迅速であり、華、洋の商人達は本社の保険業務を周知していることは言うまでもない。現在、共同火災保険会社の火災保険業務を代理し、上海における不動産保険を取扱い、保険料は廉価である。お客様は四川路第49号にある本社の帳場にお出で頂いて面談して頂いても結構である。三井洋行 告白。）

この広告から日本火災は明治火災、東京海上と同様に、10余年前から三井洋行に保険業務に代理を委託していたことがわかる。したがって、日本火災が三井洋行に代理を依頼した時期は、1900年より前であったと思われる。

共同火災保険会社は、三田系・三井系・住友系の東西有力財界人の協同発起により、明治39年（1906）6月資本金500万円をもって大阪で設立された¹⁷⁾。明治40年（1907）1月に海上運送を兼営、共同火災海上運送保険株式会社と改称した¹⁸⁾。その上海での保険業務も三井洋行により代理され、代理時期が1908年2月であり、不動産の火災保険業務を経営した。

2、東興洋行

東興洋行が代理した保険会社は、日本大阪海上運送保険会社である。明治26年（1893）10月6日に創立総会を開催し、資本の額を120万円と定めた¹⁹⁾。明治40年（1907）2月26日には海上・運送保険の営業認可を受け、明治40年（1907）3月9日には社名を「大阪火災海上運送保険株式会社」と改称した。²⁰⁾ 東興洋行は『申報』第10844号（1903.6.29）に「水險有益」という広告を掲載した。

水險有益 本行內保水險總公司在日本大阪創設有年，實備資本金洋三百萬元公積金洋 四十七萬元，專保中外洋面內地各埠水險，各色貨物一概可保，倘逢不測等情賠款迅速異常，保費比別家格外公道，上海總經理在鐵大橋西首東興洋行，分行在三茅閣橋南塊首□裏，倘蒙各行號賜雇請駕至本行面議可

16) 申報社『申報』（影印版第92本）、上海書店、第12597号（西1908年2月26日、水曜日）、592頁。

17) 日本保険業史編纂委員會編『日本保険業史』（會社編下）、保険研究所発行、1982年3月、596頁。

18) 日本保険業史編纂委員會編『日本保険業史』（會社編上）、保険研究所発行、1980年8月、178頁。

19) 日本保険業史編纂委員會編『日本保険業史』（會社編上）、保険研究所発行、1980年8月、1017頁。

20) 日本保険業史編纂委員會編『日本保険業史』（會社編上）、保険研究所発行、1980年8月、1026頁。

也。日本大阪水險運送有限公司上海總經理東興洋行啟²¹⁾（□：不明文字）

（海上保険に有益 本社は日本の大阪において長い歴史があり、資本金は300万元、公積金が47万元であり、国内外の各埠頭の船舶保険、貨物保険を取扱い、賠償は極めて迅速で、保険料がとても廉価である。上海の総代理は、鉄大橋の西方にある東興洋行であり、支店は三茅閣橋の南にある。お客様は本社の帳場にお出で頂いて面談しても結構である。日本大阪海上運送保険会社の上海の総代理東興洋行 啓。）

以上の広告は日本大阪海上運送保険会社の資本金が300万元であり、公積金が47万元とある。東興洋行が保険業務の代理を委託した時期は1903年6月29日前であり、代理の業務は中外海上及び内地の埠頭の船舶と貨物の保険であった。

3、東亜公司

東亜会社が代理した会社は帝国海上火災保険会社である。帝国海上火災保険会社は明治26年（1893年）8月28日に認可された。9月26日に設立免許を申請し、27日に免許を取得した。開業5年後の明治31年（1898年）6月末には代理店数232店、総保険料62万円に達した。27年度（1894年）からは香港・アモイほか中国・朝鮮・台湾の各港に代理店を設置した²²⁾。明治33年（1900年）9月、社名を「帝国海上運送保険株式会社」と改称した。明治35年（1902年）8月20日の火災保険事業免許と同時に認可を受け、同日社名を「帝国海上運送火災保険株式会社」と改めた²³⁾。東亜公司是、『申報』第12446号（1903.6.29）に「帝国水火保險公司上海東亜公司經理」という広告を掲載している。

帝國水火保險公司上海東亞公司經理 系大日本帝國所創辦，實備資本日洋三百萬元，迄今十有餘年，辦事公正賠款異常迅速。今承委託本公司經理，凡有海上洋面輪船貨物，不論何埠水漬平安均可承保，價目格外公道，辦事最為便捷，無論何時均可送到本公司蓋印為憑。倘蒙賜顧請到英界三馬路西九號樓上本公司帳房接洽可也。德律風二一四²⁴⁾

（帝国海上火災保険会社は、上海の東亜会社が代理し、資本金は300万元であり、歴史は10余年があり、賠償は極めて迅速である。東亜公司是国内、外の各埠頭の船舶保険、貨物保険を取扱い、保険料も廉価である。お客様は英租界の三馬路第9号にある本社の帳場にお出で頂いて面談しても結構である。電話番号2114。）

この広告によると、帝国海上火災保険会社の資本金が300万元であり、東亜会社に代理業務を委託したのが1907年9月21日より前のことであり、代理の業務は中外海上の船舶と貨物等の保険であったことが

21) 申報社『申報』（影印版第74本）、上海書店、第10844号（西1903年6月29日、月曜日）、398頁。

22) 日本保険業史編纂委員會編『日本保険業史』（會社編下）、保険研究所発行、1982年3月、897頁。

23) 日本保険業史編纂委員會編『日本保険業史』（會社編下）、保険研究所発行、1982年3月、898頁。

24) 申報社『申報』（影印版第90本）、上海書店、第12446号（西1907年9月21日、土曜日）、244頁。

わかる。

4、瀛華洋行

瀛華洋行が代理した会社は、日本太平洋生命保険株式会社である。太平洋生命保険株式会社は楠秀太郎の手で創立された。営業免許を受けて開業したのは明治42年（1909）5月5日であるが、3月20日に創立総会を開催し、中村静嘉が取締役社長に、楠秀太郎が専務取締役選ばれ就任した。資本金は50万円で4分の1（12万5000円）を払込み、本店所在地は東京市京橋区築地2の5にあった²⁵⁾。太平洋生命保険株式会社が『申報』第13271号（1910.5.1）に掲載した広告は、1914年前の『申報』における唯一の日本生命保険広告である。

日本太平洋生命保険株式會社上海總代理瀛華洋行、廣告總董中村靜嘉、總理楠秀太郎、商議員周熊甫、醫學士佐佐木金次郎、收支上海正金銀行。²⁶⁾

（日本太平洋生命保険株式会社の上海における総代理は瀛華洋行であり、広告の責任者は中村静嘉、社長は楠秀太郎、商議員は周熊甫、医学士は佐佐木金次郎であり、銀行は上海正金銀行である。）

以上の広告によると、瀛華洋行は日本太平洋生命保険株式会社の総代理であり、委託されたのは1910年5月より前である。

5、大倉洋行

大倉洋行が代理した会社は東洋海上である。東洋海上の前身は帝国帆船海上保険である。帝国帆船海上保険は明治41年（1908）5月に設立、本社は東京、資本金50万円（払込12万5000円）であった²⁷⁾。開業後は、帆船のみを対象としたため経営上困難となり方針を転換し、42年（1909）6月、一般海上保険業務の兼営を始め、100万円に増資し、43年（1910）に東洋海上と改称した²⁸⁾。『申報』第14219号（1912.9.21）には東洋海上保険に感謝した広告を掲載した。

大倉洋行東洋水險賠款迅速 本號由悅來公司報關，裝西江輪船往青島足頭貨十二件，八月初三日申時因駁船在浦江相撞落水，向即報告當經如數賠，訖貴公司可稱信實可靠，特此聲明。周村義興成啟²⁹⁾

（大倉洋行は東洋海上保険会社の保険業務を代理し、賠償は極めて迅速である。本社は悦来会社によって通関申告を行い、西江という汽船で12件の貨物を青島へ輸送したが、貨物が黄浦江において落水した。その後、本社は落水したことを東洋海上保険会社に報告し、東洋海上保険会社から保険金を受けた。東洋海上保険会社は誠実で信頼できる保険会社と言うにふさわしい。以上、声明する。

25) 日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史』（會社編下）、保険研究所発行、1982年3月、7頁。

26) 申報社『申報』（影印版第106本）、上海書店、第13371号（西1910年5月1日、日曜日）、11頁。

27) 日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史』（會社編上）、保険研究所発行、1980年8月、176頁。

28) 日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史』（會社編下）、保険研究所発行、1982年3月、744頁。

29) 申報社『申報』（影印版第118本）、上海書店、第14219号（西1912年9月21日、日曜日）、821頁。

周村義興成 啓。）

以上の広告からみると、1912年9月21日より前に大倉洋行が東洋海上の保険業務を代理し始めた。しかも、大倉洋行の賠償業務が速いことから、誠実信用の保険会社であると宣伝された。

6、鈴木洋行

鈴木洋行が代理した会社は日本の神戸市にあった神戸海上火災運送保険株式会社である。明治40年（1907）4月、資本金500万円で神戸において設立され、海上・火災・運送保険営業を開始した。発足後、業績は順調に推移し、大正9年（1920）には1500万円に増資するとともに傷害・自動車・盗難保険を兼営した³⁰。大正3年（1914）神戸海上保険会社は代理店鈴木商店支店と代理契約を結んでいる³¹。

（二）日本の保険会社の上海支店

『申報』の掲載広告から1914年までに日本の保険会社が、上海に支店を設置したのは日宗火災保険会社と日本海上保険会社の二社である。

1、日宗火災会社

日宗火災保険会社は、明治35年（1902）7月に設立され、本社は東京で、資本金100万円ではあった³²。日宗火災保険会社は『申報』第11901号（1906.6.6）に代表的な広告を掲載した。

日宗火險公司 本公司設立東京曆有年，所備足資本銀一百萬元，早經稟由本國政府並經政府監督創設以來，荷承各國仕商信許□，特分設上海福州路五號洋房，承保岸上南北房屋廠棧店鋪貨物衣服生財等項，倘遇不測本公司有自權衡賠款異常迅速，如蒙仕商賜顧者□駕臨本帳房面議可也。上海分局總理人飯沼直吉華商經理人馮陰庭啟³³（□：不明文字）

（日宗火災保険会社 本社は東京において長い歴史があり、資本金は100万元である。日本政府に許可されて創設して以来、諸国のお客に認知されている。現在、上海の福州路第5号に支店を設置し、上海各地の不動産と貨物の火災保険業務を行い、賠償は極めて迅速である。お客様は本社の支店の帳場にお出で頂いて面談しても結構である。上海支店の責任者飯沼直吉、華人責任者馮陰庭 啓。）

この広告から日宗火災会社は、上海へ支店を設置したのが1906年6月6日より前であり、保険の業務は上海各地の不動産及び貨物の火災保険であった。その支店は上海の福州路第五号にあった。支店の総経理は飯沼直吉で、華商經理人は馮陰庭であった。しかしながら、日宗火災会社は欠損が続き、明治41

30) 日本保険業史編纂委員會編『日本保険業史』（會社編下）、保険研究所発行、1982年3月、596頁。

31) 外務省通商局編纂『通商公報』（復刻版第161號）、不二出版、1997年8月、18頁。

32) 日本保険業史編纂委員會編『日本保険業史』（會社編上）、保険研究所発行、1980年8月、176頁。

33) 申報社『申報』（影印版第83本）、上海書店、第11901号（西1906年6月6日、水曜日）、654頁。

年(1908)4月に免許が取消され解散した³⁴⁾。その直後に『申報』第13056号(1909.6.11)に被保人追討保費という広告が掲載している。

村上大律師告白 日宗火險公司被保人均鑒，所有日宗前有未賠各款業承諸紳商委託本律師向該公司追討清理，現在該公司尤認賠款，其銀業已匯滬特此佈告諸君，祈各寶號帶前次於本律師處所蓋用一式之圖章，親自到本所接洽取銀勿誤。本律師事務所在上海南京路二十二號便是。³⁵⁾

(弁護士村告白 日宗火災保險会社の諸保証人へ、私は諸保証人に委託され、日宗火災保險会社が支払いを遅滞した保証金を追求した。今、日宗火災保險会社はもう保証金を私に為替で送金した。諸保証人はこの間、本社と交わした印章がある書類を持し、本社にお出で頂いて保証金を受領して頂きたい。私の事務所は上海の南京路第22号にあります。)

日宗火災保險会社が破産した時に保証金の弁償が遅滞した。1909年から日本人の有名な弁護士村上が諸保証人を代表し、保証金を追求することに成功した。それ以来、『申報』から日宗火災会社の広告は全く見られない。

2、日本海上保險会社

日本海上保險会社は、上海における日本の保險会社の中でも最も特殊な保險会社であった。最初、日本海上保險会社は上海にある日本の洋行により保險業務を代理させたが、保險業務の拡張につれ、上海において支店を設置した。当時の上海における日本の保險会社の中でそのようなタイプの日本の保險会社はただ日本海上保險会社一店であった。日本海上保險会社は、明治29年(1896)3月に設立され、本社は大阪にあり、資本金300万円(払込75万円)であった。日清戦争後に解役となった戦時中の御用船の船舶保險の引受を既設の海上保險会社が拒否したり、また割増保險料を要求したことがあったため、これに憤激した関西海運業社および北陸の船主、荷主たちが、自力をもって保險会社を設立し先進業者に対抗しようとしたことから誕生した会社である³⁶⁾。日本海上の海外進出は、創業当初から企画され、代理店の設置をもって始まった³⁷⁾。最初の日本海上保險会社の業務は上海で二店の日本洋行により代理された。一店は兼松洋行で、日本海上保險会社の海上保險業務を代理した。『申報』第10006号(1901.2.28)に兼松洋行が日本海上保險会社の保險業務を代理したことに關する広告を掲載した。代理の時期は1901年2月28日より前である。もう一店は大東汽船会社で、日本海上保險会社の内河水險業務を代理した。『申報』第10060号(1901.4.2)に「大東公司經理日本海上保險公司内河水險」という広告を掲載した。代理の時期は1901年2月28日より前である。

34) 日本保險業史編纂委員會編『日本保險業史』(會社編上)、保險研究所発行、1980年8月、176頁。

35) 申報社『申報』(影印版第100本)、上海書店、第13056号(西1909年6月11日、金曜日)、593頁。

36) 日本保險業史編纂委員會編『日本保險業史』(會社編上)、保險研究所発行、1980年8月、173頁。

37) 日本保險業史編纂委員會編『日本保險業史』(會社編下)、保險研究所発行、1982年3月、802頁。

明治35年（1902）に、日本海上が運送保険に進出した³⁸⁾。荷主の便宜のために火災保険を兼営した³⁹⁾。明治37年（1904）12月に上海出張店を開設した。その後10数年を経た大正15年（1926）に東京海上が同地に進出したが、独立して営業していたのは日本海上のみであった⁴⁰⁾。『申報』第11473号（1905.3.29）及び第11906号（1906.6.11）には「日本海上保険会社設立分行」と「遷移広告」という二件の広告が掲載されている。

日本海上保険公司設立分行廣告 本公司分局設立寧波歸日興洋行經理專保水火險兼保 各處帆船等，其保費格外公道，如遇不測立即賠償。凡仕商賜顧者請駕臨本分行可也。特此奉聞上海四馬路五號海上公司總理人志戸茂一啟。⁴¹⁾

（日本海上保険会社が支店を設置する広告 寧波の日興洋行は、本社の保険業務を代理し、海上保険、火災保険を取扱い、保険料は極めて廉価で、賠償もとても迅速である。お客様は本社の支店にお出で頂いて面談しても結構である。以上、告白する。上海の四馬路第5号にある日本海上保険会社の支店の責任者、志戸茂一 啓。）

日本海上運送水險公司 今遷移黃浦灘五號廣東路角大阪公司樓上便是。⁴²⁾

（日本海上保険会社 本社の上海支店は、黄浦灘五号に移転した。）

以上の二件の広告から日本海上保険会社が1904年末には上海四馬路五号で支店を設置し、総経理は志戸茂一であった。それから、日本海上保険会社は寧波で代理行とした日興洋行に保険業務を委託した。1906年に日本海上保険会社の上海支店は黄浦灘五号に移転した。

二 『申報』 広告から見る清末民初の在滬日本保険会社の被保険者

保険会社が、中国に初めて進出した時には目新しい事業と思われた。上海市民が、保険業務を受容するには漸進な発展過程がある。上海における保険業の開祖は、英商永福と小東方であり、1846年創立された小さな保険会社であった。当時の上海市民は、保険の性質と意義があまり理解できず、被保険者はすべて外国人であった⁴³⁾。中国商人の保険を利用した者は甚だ少なかったため、当時の保険会社は中国人に対して特に保険料を低くし或は払戻し等により、中国人の保険申込を誘引した。このため保険各社の当初数年間において利益が少なく、また多少の損失を免れなかったと言われる。その後は中国人も外国の保険会社の信用の確実なる覚り、且つ保険料の低率なため、保険手続も簡単であることを知り、し

38) 日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史』（會社編下）、保険研究所発行、1982年3月、802頁。

39) 日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史』（會社編下）、保険研究所発行、1982年3月、804頁。

40) 日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史』（會社編下）、保険研究所発行、1982年3月、807頁。

41) 申報社『申報』（影印版第79本）、上海書店、第11473号（西1905年3月29日、水曜日）、599頁。

42) 申報社『申報』（影印版第83本）、上海書店、第11906号（西1906年6月11日、月曜日）、699頁。

43) 中國徵信所主編『上海之保險業』、『申報』（影印版第339本）、上海書店、第22621號（1936年4月22日水曜日）、550頁。

だいに保険会社へ保険の申込をしたものが多い⁴⁴⁾。しかしながら、長期間にわたって上海における中国人の被保険者は、主に商人であり、個人の被保険者の数は少なかった。被保険者からの『申報』に掲載された日本の保険会社に感謝する広告が多いことから、当時の日本の保険会社の被保険者の状況を知るには有益である。以下は『申報』第11916号(1906.6.21)に掲載された典型的な感謝広告である。

日本海上保険公司賠款迅速 啟者敝公司前由長崎洛而□船裝石灰運往蕪湖，不料該輪半途擱淺，幸向日本海上保險公司保有水險，今已向該公司賠償□水費一千元，其洋當已收。足可見該公司誠實可靠賠款迅速，特此登報聲明。震豐號華新公司同啟⁴⁵⁾(□：不明文字)

(日本海上保險会社は賠償迅速 本社の長崎から蕪湖へ赴く汽船が途中で座礁したが、幸い本社は、日本海上保險会社と保險契約していたため1千円の保險金を受領した。日本海上保險会社は誠実で信賴できる保險会社と言うにふさわしい。以上、声明する。震豐号、華新公司 啓)

これは被保険者からの感謝広告であるが、保険会社の顧客獲得の宣伝とみることができよう。次に『申報』に見る感謝広告を掲載した被保険者について分析したものが次の表2がそれである。

表2 『申報』の感謝広告の被保険者の名簿(□は文字不明)

被保険者	掲載時間	保険会社・代理会社	保険種類	賠償金額
女医呂幼蘭	1900. 1 .14	三井洋行保險部	火災保險	不 祥
謝庄均記	1903.12. 8	三井洋行保險部	海上保險	元二千五百兩
鴻昌申行	1905. 3 . 6	三井洋行保險部	海上保險	元三千五百兩
養生榮号	1905. 3 .27	日本海上保險会社	海上保險	元四千一百兩
老閘蔡春生号	1905. 4 .16	三井洋行保險部	火災保險	元二千兩
永大豐記	1905. 4 .17	三井洋行保險部	火災保險	元一千五百兩
□生陽号	1905. 5 .18	日本海上保險会社	火災保險	不 祥
吳淞路克源号	1905.11.16	三井洋行保險部	火災保險	元三千兩
震豐号華新公司	1906. 6 .21	日本海上保險会社	海上保險	一千兩
寧波東成昌号	1906.10.12	日宗火災保險会社	火災保險	不 祥
廣大号	1907. 1 .25	日本海上保險会社	貨物保險	不 祥
永利号	1909. 5 .16	三井洋行保險部	火災保險	元切千五百兩
法大馬路稻香村	1910.10.13	三井洋行保險部	火災保險	銀二千五百兩
寧波城廂檢身居別墅袁茜棠	1911. 3 .12	日本太平生命保險株式会社 代理行瀛華洋行	養老保險	銀一千兩
文瑞樓書莊	1911. 3 .21	三井洋行保險部	火災保險	元三千兩
鴻寶齋諸錦記	1911. 6 .26	三井洋行保險部	火災保險	一千五百兩
廣淵盛、義泰号	1911. 9 . 1	三井洋行保險部	海上保險	一千五百三十八兩四錢
元吉、元昌、震豐	1911.10.25	三井洋行保險部	火災保險	不 祥
寶善街華商旅館	1912. 2 . 1	三井洋行保險部	火災保險	銀二千五百兩
周村義興成	1912. 9 .21	東洋海上代理行大倉洋行	海上保險	不 祥

44) 東亜同文会『中国經濟全書』(復刻版第七輯)、南天書局、1989年3月、11頁。

45) 申報社『申報』(影印版第83本)、上海書店、第11916号(西1906年6月21日、木曜日)、797頁。

新北門源泰豊	1914. 3 .21	三井洋行保険部	火災保険	五千両
同泰成	1914. 4 . 4	三井洋行保険部	火災保険	元一千五百両
永順和	1914. 4 . 4	三井洋行保険部	火災保険	元一千両
德生源	1914. 4 . 4	三井洋行保険部	火災保険	元一千両
東昌興	1914. 4 . 4	三井洋行保険部	火災保険	五百両
中和順号	1914. 4 . 4	三井洋行保険部	火災保険	元八百両
新盛昌	1914. 4 . 7	三井洋行保険部	火災保険	不 祥
順利公号	1914. 7 .24	三井洋行保険部	火災保険	元一千四百両

表2から1914年前の『申報』に見られる保険広告の被保険者には二人の個人がいるが、大部分は商店・商社などであったことがわかる。しかも、三井洋行と仁記洋行は『申報』第7665号（1894.8.23）に掲載した声明広告から当時の被保険者の社会的地位を知ることができる。

火險聲明 茲者前由三井行舊保火險今歸小行經理，各寶號如有改行保單者，祈請持單至小行蓋印可也。此布 仁記洋行白⁴⁶⁾

（火災保険声明 本社は三井洋行の旧火災保険の契約を交替し管理した。旧火災保険の契約を持つ商号は本社にお出で頂いて新たな契約に変更されても結構である。以上、告白する。仁記洋行 告白。）

著實可靠 所有各商號在小行經保之險設有疑慮，請向外黃埔灘仁記洋行拚字，以昭信實伏維均鑒。三井經理火險公司特白⁴⁷⁾

（最も信頼できる。もし本社と保険契約を結んだ諸商号が、本社に疑惑を持たれたら、黄浦灘にある仁記洋行と新たな契約と変更されても結構である。以上、本社は確かに信頼できる保険会社であることを証明する。三井火災保険会社 告白。）

以上の二件の広告は、三井洋行が保険の顧客に対して仁記洋行に委託した時の三井洋行と仁記洋行の声明である。三井洋行は「火險声明」という広告において「各寶號如有改行保單者」と言及している。仁記洋行も「著實可靠」という広告において「所有各商號在小行經保之險設有疑慮」と言及している。この二つの文から当時の三井洋行の被保険者の殆どが商号であったことがわかる。

なお、表2の統計から、当時の上海において一番人気があった保険洋行は三井洋行であることがわかる。三井洋行に関する保険広告はすべての日本の保険広告の75%を占めていた。『申報』第14779号（1914.4.4）に掲載された火災事故に関する二件の感謝広告によると、三井洋行の保険業務に関する上海の人気度がわかる。

46) 申報社『申報』（影印版第47本）、上海書店、第7665号（西1894年8月23日、木曜日）、819頁。

47) 申報社『申報』（影印版第47本）、上海書店、第7665号（西1894年8月23日、木曜日）、819頁。

三井保險公司賠款迅速 啟者上月二十五晚，被鄰失慎殃及小號，幸而三井保有火險即同泰成保元一千五百兩，永順和保元一千兩，德生源保元一千兩，東昌興保元五百兩，今已如數賠出，足見該行信實可靠，而買辦付盛德君做事之豪爽專此登報鳴謝。洋涇浜新盛昌內 同泰成 德生源 永順和 東昌興 同啟⁴⁸⁾

(三井保險会社の賠償は迅速 1914年3月25日の夜、上海の新盛昌において火災が発生した。新盛昌あった同泰成、德生源、永順和、東昌興は、すべて三井洋行と火災保険契約を結んでいた。このため同泰成商号は1,500兩の保険金、德生源商号は1,000兩の保険金、永順和商号は1,000兩の保険金、東昌興商号は500兩の保険金を受領した。三井保險会社は誠実で信頼できる保険会社と言うにふさわしい。以上、感謝する。洋涇浜の新盛昌にある同泰成、德生源、永順和、東昌興 啓。)

三井保險公司賠款迅速 啟者上月念五晚被鄰失慎殃及小號，幸有吳光甫君向三井保有火險元八百兩，今已如數賠到，足見該行誠實可靠，而買辦付盛德均做事之公正也。 洋涇浜新盛昌內中和順號啟⁴⁹⁾

(三井保險会社の賠償は迅速 1914年3月25日の夜、上海の新盛昌において火災が発生した。新盛昌にあった中和順商号は、三井洋行との火災保険契約を行っていたため800兩の保険金を受領した。三井保險会社は誠実で信頼できる保険会社と言うにふさわしい。以上、感謝する。洋涇浜の新盛昌にある中和順 啓。)

この二件の感謝広告から1914年3月25日の夜に上海の洋涇浜の新盛昌において火災が発生した。その後、新盛昌における五戸の商号は同時に『申報』において三井洋行に感謝する広告を掲載した。この事実からみれば、三井洋行の保険業務は上海の被保険者の中で高い人気度を保持していたことがわかる。

三 広告内容からみる清末民初の在滬日本の保険会社の経営

(一) 経営モデル

『申報』に見られる日本の保険広告から、日本の保険会社は上海において代理制度または支店制度という二種類の経営方式で保険業務を拡張していたことがわかる。その二種類の経営モデルは代理方式であり、よく見られる経営モデルである。『申報』において三井洋行の代理保険広告が最も多い。なぜ三井洋行が、多くの日本の保険会社と代理契約を結んだのかというと、三井物産は明治9年(1876)以来強力な営業網をもって広く世界的に貿易・海運業を展開し、自社物件ばかりでなく、社会の荷主、船主などの貨物保険、船舶保険および火災保険については、従来から特に関係の深い東京海上をはじめ有力な各保険会社の代理店を引き受け多大な成果を挙げた。ことに、中国各地では「三井保険」として広く名声を博していた。⁵⁰⁾ 三井物産は早くから朝鮮、中国(満洲を含む)、印度シナ、南洋でも国内損保の代理店

48) 申報社『申報』(影印版第127本)、上海書店、第14779号(西1914年4月4日、土曜日)、555頁。

49) 申報社『申報』(影印版第127本)、上海書店、第14779号(西1914年4月4日、土曜日)、555頁。

50) 日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史』(會社編上)、保険研究所発行、1980年8月、1062頁。

を引き受けて、ことに中国各地では保険会社名で引き受けるよりも、むしろ“三井保険”の方が、通りが良いほど有名な存在であった。⁵¹⁾ 三井洋行のほかにもいくつかの日本の保険会社の上海代理店があった。その代理店は日本の保険会社の上海の保険業務を代理したのみならず、中国の他の埠頭で日本の保険会社の保険業務も代理した。たとえば日本神戸市海上火災運送保険株式会社の上海の代理店が鈴木商店であり、その香港の代理店も鈴木商店の支店であった。⁵²⁾ その二種の経営モデルの経営状況も次の表3に示した。

表3 在滬日本の保険会社の業績表⁵³⁾

(単位：元)

会社名	明治37年（1906年）後半期				明治38年（1907年）後半期			
	件数	保険金額	保険料	代理店手数料	件数	保険金額	保険料	代理店手数料
東京海上保険会社	1,546	11,047,359.30	24,190.46	1,814.79	3,612	20,978,960.21	30,614.11	3,061.41
日本海上保険会社	2,008	13,346,619.17	17,928.24		3,161	20,101,962.66	22,537.73	

表3は、東京海上保険会社の代理行三井洋行と日本海上保険会社の上海支店の明治37年（1906）の後半期と明治38年（1907）の後半期の業績の比較表である。これら両社保険会社の明治38年（1907年）の下半期の業績は、明治37年（1906年）の下半期のよりもっと向上していた。業績の進歩は目覚しいといえる。

日本の保険会社が、上海の代理店に保険業務を委託し、代理店に一定の代理店手数料を払ったが、代理店はほかの一切の費用を自分で負担した。代理店手数料とは、保険会社が、委託業務の遂行の成果に対する報酬として代理店に支払う手数料を言い、その性格は成功報酬と解されている。損害保険においては、一般に保険種類、付保物件、保険料の払込方法、代理店の種別などによって異なる。代理店には、通常、その取扱った保険契約の収入保険料に対し、約定した割合で代理店手数料が支払われた。三井洋行が代理した明治火災の保険業務を例として、明治火災の代理店手数料は、日本国内の場合は収入保険料の5%、香港・上海は10%と定められ、印紙、筆墨紙、送金手数料などの諸雑費は代理店の負担とされた⁵⁴⁾。それでも、三井洋行の代理業務の営業収入はかなり大きく、年々増加した。『申報』第10815号（1903.5.31）に、三井洋行が掲載した「招攬保險者」という広告がある。

三井洋行告白 啟者本行分設通商各埠數十餘年，生業鼎盛中外皆知，素蒙紳商見信溯 自經理明治火險東京水險，保費公道賠款迅速，承蒙仕紳商惠顧踵至運來，本行恐應接不暇有負光顧雅誼，為此特聘定華友凌伯祥經理水火二險事務。凡在本行經保之家無論何人經手均當秉公辦理，如有能攬水火二險者有情見委格外優待，每日上午九點鐘起至下午五點鐘止，請駕四川路十七號本行保險帳房與凌

51) 日本保険業史編纂委員會編『日本保険業史』（會社編上）、保険研究所発行、1980年8月、1065頁。

52) 外務省通商局編『通商公報』（復刻版第161号）、不二出版、1997年8月、18頁。

53) 東亜同文会『中国經濟全書』（復刻版第七輯）、南天書局、1989年3月、12-13頁。

54) 日本保険業史編纂委員會編『日本保険業史』（會社編下）、保険研究所発行、1982年3月、498頁。

君面議可也。本行又在英界三洋涇橋北首五馬路第七號另設保險分行，歸張雲記莊坤記經理以便貴紳商就近賜顧。⁵⁵⁾

(三井洋行告白 本社は各埠頭において支店を開設して以来長い歴史があり、内外にその名を知られる。明治火災、東京海上の保険業務を代理し、保険料がとて安く、賠償が迅速であることから、お客が続々とやって来て、対応しきれなかった。お客様の愛顧を無にしなく、凌伯祥という華人を火災保険業務と海上保険業務の管理者として任用した。もし、顧客を招くことのできる会社は三井洋行と保険契約を結べば、保険料は割引がある。本社の営業時間は、午前の9時から午後の5時までである。お客様は四川路第17号にある本社の帳場にお出で頂いて凌君と面談しても結構である。また、本社は英租界の三洋涇橋の北にある五馬路第7号に支店を設立した。)

この広告から三井洋行が、火災と海上保険業務を代理し、保険料金がとても安かった。しかも、保険の賠償も素早いことから、客が続々とやって来て、対応しきれなかったほど多かった。三井洋行が忙しい商売に対応するため、特に華人凌伯祥を經理に迎え、保険業務の管理を任せた。そのほかに、もし、顧客を招くことのできる会社が、三井洋行に保険契約を結んだ時は保険料の割引があった。

もう一つの経営モデルは支店制度である。日宗火災保険会社を例として、上海のほかに、全中国の各地に支店を設置した。『申報』第12039号(1906.10.23)に日宗火災保険会社は全国各地で支店を設置した広告を掲載した。

日宗火險公司 啟者本公司至滬開辦以來，專保各項火險，章程妥善賠款迅速，均荷紳商共信，如蒙賜顧請至本公司帳房面議，自當悉心照辦。現復分設各埠頭廣招徠，分行設漢口、長沙、九江、南京、鎮江、寧波、杭州、蘇州凡蒙惠顧請各就近接洽可也。特此佈告德律風二二五七號英界黃埔灘第五號大阪公司樓上上海總經理飯沼直吉謹啟⁵⁶⁾

(日宗火災保險会社 本社は上海において支店を設置し、火災保険を取扱い、賠償がとても迅速であることから、商人達に信頼された。お客様は本社の帳場にお出で頂いて面談しても結構である。さらに、本社は中国の各埠頭において支店を開設した。お客様のご愛顧をお願いする。漢口、長沙、九江、南京、鎮江、寧波、杭州、蘇州等の所に一番近い支店にお出で頂いて面談しても結構である。以上、告白する。電話番号2257号英租界の黃埔灘第5号にある日宗火災保險会社の上海支店の責任者飯沼直吉 謹啓。)

この広告から日宗火災保險会社が、上海に支店を設置して以来、経営がよくなったことから、中国全国で支店を設置したことがわかる。この行為は清政府の洋務局の注目を引いた。『申報』第12110号(1907.1.3)に「洋務局批斥日商在內地設立火險公司」という記事が掲載された。

55) 申報社『申報』(影印版第74本)、上海書店、第10815号(西1903年5月31日、日曜日)、202頁。

56) 申報社『申報』(影印版第85本)、上海書店、第12039号(西1906年10月23日、火曜日)、187頁。

洋務局批斥日商在內地設立火險公司 日商飯沼吉擬在閩門外設立保火險公司，投洋務局處稟，當經批示雲查洋商不准在內地開設行棧載明約章，前因英商威利洋行分設煤油公司於閩門之上塘街，經吳縣查明詳由本局咨請蘇州關照曾英領事轉飭遷往租界在案。今該商擬在閩門外地方分設日宗火險公司，查閩門外系內地，自未便任令分設致違定章，該商如須分設行棧赴商定租界覓地開辦，以符條約而清界址並稟商務局核准照辦。⁵⁷⁾

（洋務局は、日本の商社が中国の内陸で火災保険会社を開設することを叱責した。日本の商人飯沼吉は蘇州・閩門外に支店を設置する予定で、洋務局にその計画を上申したが、洋務局は、条約によって、外国の商人は中国の内陸で会社を設置することが許可されなかった。これまでイギリスの威利洋行が、閩門の上塘街において石油会社を開設し、蘇州府庁の調査によって、本局はその石油会社に租界に移転させたという案件があった。今、日本の商人飯沼吉は、閩門外に日宗火災保険会社の支店を開設する計画がある。閩門外は中国の内陸に属することから、その日本の商人は閩門外ではなく日本租界に支店を開設すべきだという指示を出した。）

1895年4月、日本と清国両国は下関条約を結んだ。条約により、清政府は湖北の沙市、四川の重慶、江蘇の蘇州、浙江の杭州に通商港の開港を認めた⁵⁸⁾。1897年3月5日、江蘇布政使は、日本の上海総領事である珍田捨己と蘇州における「蘇州日本租借章程」を結んだ。その規約の中に「蘇州盤門外相王廟對岸青陽地，西自商務公司界起，東至水綠涇岸邊止，北自沿河十丈官路外起，南至采蓮涇岸邊止」とあり、日本の蘇州における租界の範囲を規定した⁵⁹⁾。以上の記事から、日宗火災保険会社は、蘇州の閩門外に支店を設置する計画があったが、清政府の洋務局の調査により、蘇州の閩門外は日本租界に属さないため、日宗火災保険会社は、そこに支店を設置することは「蘇州日本租借章程」に違反することになった。このため日宗火災保険会社は、上海における経営状況が悪化していった。しかし同社はさらに中国の内陸に進出するつもりであったことがわかる。

（二）保険業務の過程

清末民初における日本の保険会社の上海における代理店及び支店の保険業務には、顧客確保、保険証券の申請、保険証券の発行、保険金の賠償等の過程があった。顧客を確保するために、「買判」という華人管理者のほかに又ブローカーがあった。ブローカーが保険者と被保険者の中間に立って、買判という華人管理者と被保険者又は被保険者と保険者の間にあって保険仲立をした⁶⁰⁾。ブローカーは顧客を勧誘し、売上げの中から一定の手数料を取得した。このような経営方式は現代の保険会社の経営方式に似ている。『申報』にブローカーを招聘した広告が何件ある。以下は三井洋行が『申報』第10734号（1903.3.11）と第10815号（1903.5.31）に掲載したブローカーを招聘した広告である。

57) 申報社『申報』（影印版第86本）、上海書店、第12110号（西1907年1月3日、木曜日）、22頁。

58) 費成康『中国租界史』、上海社会科学院出版社、1991年10月、37頁。

59) 費成康『中国租界史』、上海社会科学院出版社、1991年10月、40-41頁。

60) 東亜同文会『中国経済全書』（復刻版第七輯）、南天書局、1989年3月、92頁。

招請保險人 啟者本行擬欲延請一位專攬水火險之友，兼須英語或英或日語言，如有合意願赴任者自當格外優待，請至本行面議可也。此布 英界福州路四川路交界處第八號門牌日商三井洋行告白⁶¹⁾

(ブローカーを招聘する。本社は、上海社会に向けて英語、フランス語或いは日本語に精通するブローカーを招聘する。以上の条件と合致する方は、本社にお出で頂いて面談しても結構である。以上、告白する。英租界の福州路と四川路の境界地の第8号にある日本の会社三井洋行 告白。)

三井洋行告白 啟者本行分設通商各埠數十餘年，生業鼎盛中外皆知，素蒙紳商見信溯自經理明治火險東京水險，保費公道賠款迅速，承蒙仕紳商惠顧踵至邇來，本行恐應接不暇有負光顧雅誼，為此特聘定華友凌伯祥經理水火二險事務。凡在本行經保之家無論何人經手均當秉公辦理，如有能攬水火二險者有情見委格外優待，每日上午九點鐘起至下午五點鐘止，請駕四川路十七號本行保險帳房與凌君面議可也。本行又在英界三洋涇橋北首五馬路第七號另設保險分行，歸張雲記莊坤記經理以便貴紳商就近賜顧。⁶²⁾

(三井洋行告白 本社は各埠頭において支店を開設して以来長い歴史があり、内外にその名を知られる。明治火災、東京海上の保険業務を代理し、保険料がとても安く、賠償が迅速であることから、お客が続々とやって来て、対応しきれなかった。お客様の愛顧を無にしなく、凌伯祥という華人を火災保険業務と海上保険業務の管理者として任用した。もし、顧客を招くことのできる会社は三井洋行と保険契約を結べば、保険料は割引がある。本社の営業時間は、午前の9時から午後の5時までである。お客様は四川路第17号にある本社の帳場にお出で頂いて凌君と面談しても結構である。また、本社は英租界の三洋涇橋の北にある五馬路第7号に支店を設立した。)

以上の二件の広告から三井洋行は保険業務を拡張するため上海社会に向けて顧客を集められるブローカーを招聘したことがわかる。しかも、ブローカーは英語、フランス語或いは日本語に精通することが求められた。なお『申報』における感謝広告の中にブローカーが顧客を招くことに言及している。以下は『申報』第14737号(1914.3.21)と第11523号(1905.5.18)に掲載された保険賠償に感謝する広告である。

敬謝三井洋行賠款迅速 本月十三日下午被鄰失慎殃及小號致遭水漬，幸由唐繼賢君向三井洋行保有水險五千兩，刻蒙該行將貨物拍賣，其銀招數賠足，見該行信實可靠，而買辦付盛德君做事之豪爽也，故特登報鳴謝。新北門源泰豐啟⁶³⁾

(三井洋行の迅速な賠償に感謝する。今月の13日の午後、本社は隣人に災いを及ぼし、貨物は浸水したところ、幸いにブローカー唐繼賢からの紹介により、三井洋行と保険契約を結んでいた。三井洋行は本社の貨物を競売し、5,000両の保証金を本社に保障してくれた。三井洋行は誠実で信頼できる保険会社と言うにふさわしい。華人の責任者付盛德君も豪快な人である。以上、感謝する。新北

61) 申報社『申報』(影印版第73本)、上海書店、第10734号(西1903年3月11日、水曜日)、378頁。

62) 申報社『申報』(影印版第74本)、上海書店、第10815号(西1903年5月31日、日曜日)、202頁。

63) 申報社『申報』(影印版第126本)、上海書店、第14737号(西1914年3月21日、土曜日)、633頁。

門にある源泰豊 啓。）

保険有益 本號托孫陳二公經手，向日本海上公司保有火險。於念七夜失慎，今保險銀如數收到，可見該航信實，特登新申二報明謝。□生陽謹啟⁶⁴⁾（□：不明文字）

（保険に有利 本社は、孫氏、陳氏二人からの紹介により、日本海上保険会社と火災保険契約を結んだ。1905年4月27日の夜、火災が発生したが、本社は日本海上保険会社から保険金を受け取った。日本海上保険会社は誠実で信頼できる保険会社と言うにふさわしい。以上、感謝する。□生陽 謹啓。)

以上の広告から源泰豊と□生陽という商号はブローカーを通じて、日本の保険会社と保険契約を結んだことがわかる。源泰豊商号が唐繼賢というブローカーからの紹介により、三井洋行と5千両の火災保険契約を結んだ。□生陽商号は孫氏と陳氏という2人のブローカーからの紹介を通じ、日本海上会社と火災保険の契約を結んだ。以上の二件の広告から、商号がブローカーを通じて日本の保険会社と保険契約を結ぶことは、当時の上海において普遍的なことであるという事実が知られる。

保険証券を申請する時に、代理店あるいは支店は申請者から提出した申請状を受けた後、申請者の陳述によって詳しく調査し、保険証券を発行できるかが決まった。保険証券を調製するには、申込状によって、当会社が一定の保険証券の用紙に各要件並に条項を記入し、収入印紙を貼付し、代理店の印章を押捺し、且つ代理店主が署名した⁶⁵⁾。上海の日本の保険会社は日本商に対しては日本文、中国人に対しては中国語の申告書、外国人に対しては英文書式を用いた。保険申込書は何れも積荷、名称、種類、箇数、数量、積込船名、出帆日、填補の種類等を記し、日本文の申告書には端艇の危険すなわち両舳なるや否やを記し、さらに賠償金の支払場所をも定め、これを会社に申込んだ⁶⁶⁾。図2の左は日本会社が日本に用いたものであり、右は清国に用いたものである。（図2参照）

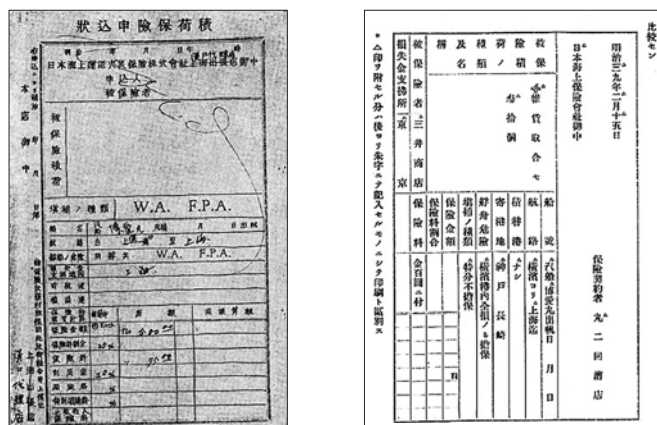


図2 日本語と中国語の保険申請状⁶⁷⁾

64) 申報社『申報』（影印版第80本）、上海書店、第11523号（西1905年5月18日、木曜日）、158頁。

65) 東亜同文会『中国経済全書』（復刻版第七輯）、南天書局、1989年3月、47頁。

66) 東亜同文会『中国経済全書』（復刻版第七輯）、南天書局、1989年3月、90頁。

67) 東亜同文会『中国経済全書』（復刻版第七輯）、南天書局、1989年3月、90、91頁。

保険状を発行する時に、船舶保険を例として、船舶所有者は船舶検査料、鑑定料、其他検査に要する旅費等の一切の費用を負担し、船舶の保険金額並に保険料は船体及汽缶種類、構造等により保険会社が定めた。保険会社において船舶保険の申込を承諾するときは、代理店に通知し、代理店は各要件を申込状に記入し記名調印の上、申請状を本社に送付した。保険会社は申込状によって保険証券を調製し代理店に送付し、代理店は保険料と引換に保険証券を申込人に交付した。⁶⁸⁾ 外国の保険会社及び中国の保険会社が華商に対して用いた保険申込書の形式は報単と称した。一の聯単にして左は会社に留め、右は被保険者に渡し、報単上には積込船名、目的港及び貨物品名、数量、記号、価額を記入した⁶⁹⁾。また買判という華人管理者は保険証券の裏面に、保険契約が自分の手を通し行うために自身の印章を捺印した⁷⁰⁾。図3は各種類の保険状である。(図3参照)

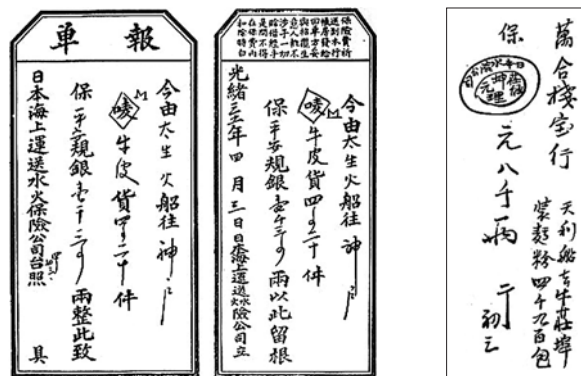


図3 各種類の保険状⁷¹⁾

保険金の賠償という過程で、もし事故が起これば、保険会社は保険金を賠償する前に、事故の発生に詳しく調査を行わなければならない、確認の後に迅速に賠償金を支払った。そのほか、損害を受ける貨物を競売し再び被保険者に保険金を払うというもう一つの賠償方法があった。損害貨物の見込価格が荷主と代理店と意見を異にし、評価人の意見を要する時、または競売に付する必要ある時は、保険会社に其旨を通知し指揮を乞う必要があった。但し評価人が評価した時は、其評価書又は競売に付した時、競売協定書及売買契約書に荷主及代理店（損害金填補の責任者未定の時は船長または船主若くは其代理人等）立会証明を必要とした⁷²⁾。『申報』第14930号（1914.9.2）と第14737号（1914.3.21）に掲載された保険広告は保険金の賠償方法を示している。

估價投票 本公司現有輪船大安丸一支（載重總噸數二千四百五十二噸西曆一千八百十九年建造鋼鐵船體）現在揚子江口東沙塔燈東方海綿擱淺，准於本年陽曆九月初十日在本公司代理店，法界洋涇浜

68) 東亜同文会『中国經濟全書』（復刻版第七輯）、南天書局、1989年3月、60頁。

69) 東亜同文会『中国經濟全書』（復刻版第七輯）、南天書局、1989年3月、94頁。

70) 東亜同文会『中国經濟全書』（復刻版第七輯）、南天書局、1989年3月、98頁。

71) 東亜同文会『中国經濟全書』（復刻版第七輯）、南天書局、1989年3月、94、98頁。

72) 東亜同文会『中国經濟全書』（復刻版第七輯）、南天書局、1989年3月、56頁。

第六號鈴木洋行照據估價投票之法出售，該船體暨附屬器件欲知詳細，祈向該洋行帳房詢明可也。日本神戸市海上運送火災保險株式會社⁷³⁾

（見積り競売 本社には、揚子江口の東沙灯台の東方において座礁した汽船大安丸（積載重量は2,452トン、西暦1819年製、鉄鋼の船体）がある。今年の9月10日に仏租界第6号にある本社の支店鈴木洋行により競売で売却する予定である。その汽船についてさらに詳しく知りたい方は、鈴木洋行の帳場にお出で頂いて面談しても結構である。日本神戸市海上火災運送保険株式会社）

敬謝三井洋行賠款迅速 本月十三日下午被鄰失慎殃及小號致遭水漬，幸由唐繼賢君向三井洋行保有水險五千兩，刻蒙該行將貨物拍賣，其銀招數賠足，見該行信實可靠，而買辦付盛德君做事之豪爽也，故特登報鳴謝。新北門源泰豐啟⁷⁴⁾

（三井洋行の迅速な賠償に感謝する。今月の13日の午後、本社は隣人に災いを及ぼし、貨物は浸水したところ、幸いにブローカー唐繼賢からの紹介により、三井洋行と保険契約を結んでいた。三井洋行は本社の貨物を競売し、5,000両の保証金を本社に保障してくれた。三井洋行は誠実で信頼できる保険会社と言うにふさわしい。華人の責任者付盛德君も豪快な人である。以上、感謝する。新北門にある源泰豊 啓。）

以上の広告から事故があった時に、保険会社は直接に被保険者に保険金を支払わず、水に浸された荷物あるいは損害された汽船を競売して後に、被保険者に保険金を賠償したことがわかる。

（三）宣伝方法

『申報』に見られる欧米の保険会社の宣伝方法よりも日本の保険会社の宣伝方法の方が比較的弱体であった。欧米保険会社は挿し絵も文章も内容も豊富でりっぱな広告を展開したのに比べ、日本の保険会社のものは常に純粋な文字広告を採用し、広告が単純な販売を促進する目的であった。消費者が理解しやすいように、英米諸国の大多数の保険会社が自社独特のブランドマークを付していた。『申報』に掲載された広告もそのブランドマークを付していた。それに対して日本の保険広告は簡単な文字広告を主とし、『申報』に見られる日本の保険広告の中で一度だけブランドマークが現れるのは三井洋行の広告である。図4は『申報』における日本の保険広告と欧米の保険広告の対比の図である。（図4参照）

日本の保険会社の宣伝の方法は英米の保険洋行のものほど多種多様ではないが、日本の保険会社も自己宣伝のために『申報』の影響力と商業価値も良く利用した。たとえば、日清戦争の時に多くの被保険者は日本の保険業者に対して信用せず、しかもあちこちからデマが出てきたことに対して、三井洋行は『申報』第7648号（1894.8.6）において「三井保険声明」という広告を掲載し、日清戦争が日本の保険業者にもたらした危機に対応した。

73) 申報社『申報』（影印版第130本）、上海書店、第14930号（西1914年9月2日、水曜日）、15頁。

74) 申報社『申報』（影印版第126本）、上海書店、第14737号（西1914年3月21日、土曜日）、633頁。

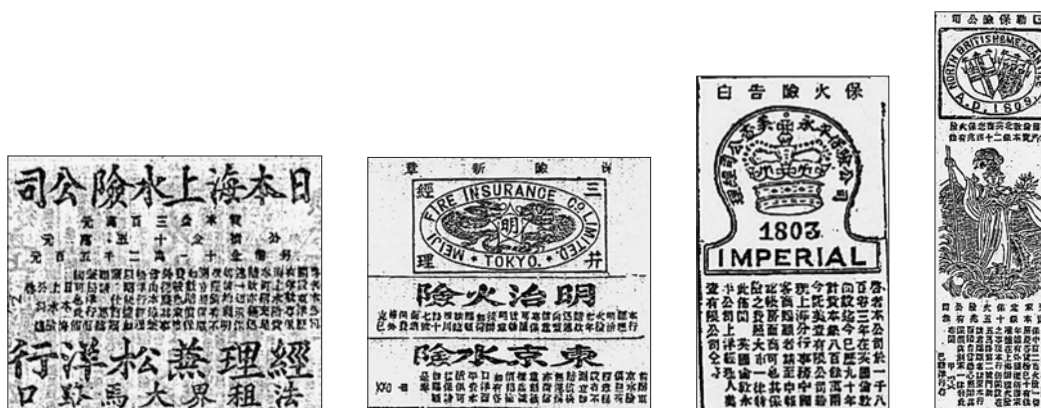


図4 日本の保険広告と欧米保険広告

三井保険聲明 小行經理火險已曆多年，凡有不測立即賠償，久邀各商誠信。現因中日開兵，外間頗有疑慮，竟有持單退銀等情，此系匪徒捏造浮言所致，但小行開設數十餘年各項買賣俱照英國章程，現雖清兵與商務究屬不涉。況駐滬日商已由美國領事公館代理保護，小行仍舊照常交易，決無妨礙。各商號設有疑惑請向美署及各銀行一詢便知，實在恐未周知特此布聞。三井經理火險公司謹啟⁷⁵⁾

(三井保険の声明 本社は火災保険の取扱う歴史が長く、賠償がとても迅速であることから、商人達は皆本社を信頼している。今、中日両国が交戦しているが、社会で本社に危機感を持つ人が多く居られる。意外なことにある悪い人達は、人々が本社との契約を解消したというデマをとばした。本社は開設されて以来、ずっとイギリスの方式に準じ、アメリカ領事館からも保護されていることから、本社は破産せずに通常の営業を行っています。もしお客様で疑問があれば、アメリカ領事館と各銀行にお尋ね下さい。以上、告白を周知する。三井保険会社 謹啓。)

日本の保険会社も適切に広告を運用したことがわかる。上海や中国の民衆に保険に関連する知識を普及させた。『申報』の第10844号(西1903.6.29)に東興洋行は「水險有益」という広告を掲載した。

水險有益 本行內保水險總公司在日本大阪創設有年，實備資本金洋三百萬元公積金洋四十七萬元，專保中外洋面內地各埠水險，各色貨物一概可保，倘逢不測等情賠款迅速異常，保費比別家格外公道，上海總經理在鐵大橋西首東興洋行，分行在三茅閣橋南塊首□裏，倘蒙各行號賜雇請駕至本行面議可也。日本大阪水險運送有限公司上海總經理東興洋行啟⁷⁶⁾ (□：不明文字)

(海上保險に有利 本社は日本の大阪で長い歴史があり、資本



図5 「水險有益」の広告

75) 申報社『申報』(影印版第47本)、上海書店、第7648号(西1894年8月6日、月曜日)、701頁。

76) 申報社『申報』(影印版第74本)、上海書店、第10844号(西1903年6月29日、月曜日)、398頁。

金は300万円で、公積金が47万元、国内外の各埠頭の船舶保険、貨物保険を取扱い、賠償はとても素早く、保険料がとても安い。上海の総代理が鉄大橋の西方にある東興洋行であり、支店は、三茅閣橋の南方にある。お客様は本社の帳場にお出で頂いて面談して頂いても結構である。日本大阪海上運送保険会社の上海の総代理東興洋行 啓。）

『申報』に掲載された日本の保険会社に対する感謝広告は、保険会社の宣伝効果をもたらした。それらの感謝広告は、有効な事例を通じて一般民衆に保険の有益性を証明し、保険業務の拡張及び民衆の保険意識を普及するために促進の作用を果たすことができた。したがってこれらの感謝広告には一定の社会宣伝の効果があったことは確かであろう。

おわりに

上述したように、本論は1872年から1914年まで43年間の上海で刊行されていた『申報』における日本の保険広告を中心に、上海における日本人の保険業の活動の過程や発展の特徴について述べた。日本の保険会社が『申報』に掲載した広告内容の分析を通じて、上海における日本の保険業の活動に関して以下の特徴を見出すことができる。

清末民初の上海の日本の保険会社の数量は多くなく、同時期の欧米の保険会社の巨大な数量と比べてもはるかに及ばない。たとえ日本の保険業の発達していた時期でも、欧米の保険会社に比べて弱体であった。海上保険を例として、1899年10月に上海において外国の海上保険会社又は支店代理店の同業者は年々増加し、競争の渦中に陥ることを防ぐため、上海海上保険業者組合を開設した。その組織の中に日本の保険会社はただ三店であった。それぞれは *Nippon Sea and Land Insurance Co.*、*Nippon Marine Insurance Co., L'd.*、*Tokyo Marine Insurance Co., L'd.* である。⁷⁷⁾ この状況は20世紀20年代までも変わらなかった。火災保険会社を例にあげると1927年8月、上海火災保険協会の会員は128社があった。その中で英国の会社が73社、米国の会社が16社、日本の会社が16社、オランダの会社が10社である。⁷⁸⁾ そのデータからみると、火災保険会社の中で大多数を占めていたのが英国会社であり、日本の会社の数は英国会社の21.9%であった。

清末民初の上海における日本の保険業は、主に損害保険の火災保険と海上保険と言う保険の種類であり、生命保険は極めて少なかった。清末民初の上海における日本の生命保険会社は、瀛華洋行が代理した日本太平生命保険株式会社しかなかった。

清末民初の上海における日本の保険会社の被保険者は、すべて商号及び中流、上流階級であった。それら多数の被保険者は、三井洋行が代理した保険業務を選んだ。また清末民初の上海における日本の保険会社の経営方式は、主に代理制度を選択し、上海に出張所あるいは支店を設置したものは少ない。経営方法は買判という華人管理者またはブローカーによって顧客を勧誘する方式が中心であった。そして

77) 東亜同文会『中国経済全書』（復刻版第七輯）、南天書局、1989年3月、15-19頁。

78) 和田喜八『在上海的保険事業研究』、『支那研究第十八号：上海研究号』、太空社、2002年1月、524頁。

『申報』に掲載された日本の保険会社を宣伝した広告及び日本の保険会社の賠償に感謝を表した広告は、換言すれば上海市民に現代的な保険知識を伝播することに一定の効果を果たしたと言える。

[附記]

中国南昌大学新聞伝播学系の講師。本論は中国南昌大学新聞伝播学系教師の海外派遣による研究成果の一部である。